

○山口市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例

平成24年3月21日

条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、駐車場法(昭和32年法律第106号。以下「法」という。)の規定に基づき、建築物における駐車施設の附置及び管理について定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(適用範囲)

第3条 この条例は、次に定める地区及び地域に適用する。

- (1) 法第3条第1項に定める駐車場整備地区
- (2) 小郡地域(平成17年9月30日における旧小郡町の区域をいう。)の榎野川以西かつ四十八瀬川以南の地域で、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に定める近隣商業地域又は商業地域(以下「指定地域」という。)
- (3) 指定地域に接する地域で、都市計画法第8条第1項第1号に定める準工業地域(以下「周辺地区」という。)

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第4条 次の表のアの項に掲げる地区又は地域内において、イの項に掲げる面積がウの項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、エの項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれオの項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値にカの項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

ア	駐車場整備地区又は指定地域		周辺地区
イ	特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計		特定用途に供する部分の床面積
ウ	1,000平方メートル		2,000平方メートル
エ	特定用途に供する部分の床面積	非特定用途に供する部分の床面積	特定用途に供する部分の床面積
オ	150平方メートル	450平方メートル	150平方メートル
カ	1－ $\frac{1,000\text{m}^2 \times (6,000\text{m}^2 - \text{延べ面積})}{(6,000\text{m}^2 \times \text{イの項に掲げる面積}) - (1,000\text{m}^2 \times \text{延べ面積})}$		1－ $\frac{6,000\text{m}^2 - \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}}$
備考	イの項、エの項及びカの項に規定する床面積及び延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の床面積を除き、		

観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。

(大規模な事務所の特例に係る大規模通減)

第5条 前条の規定にかかわらず、事務所の用途に供する部分の床面積が10,000平方メートルを超える建築物にあつては、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じたものの合計に10,000平方メートルを加えた面積を当該用途に供する部分の床面積とみなして、同条の規定を適用する。

(建築物の増築又は用途変更の場合の駐車施設の附置)

第6条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定部分が増加することとなるものために法第20条の2に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築又は用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(建築物の敷地が地区又は地域の内外にわたる場合)

第7条 建築物の敷地が駐車場整備地区、指定地域若しくは周辺地区又はこれら以外の地域の2以上にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分が属する地区又は地域に当該建築物があるものとみなして、第4条から前条までの規定を適用する。

(駐車施設の規模)

第8条 第4条から第6条までの規定により附置する駐車施設の規模は、市長が定める基準により自動車有効に駐車し、かつ、出入りすることができるものとしなければならない。

(駐車施設の附置の特例)

第9条 第4条から第6条までの規定により駐車施設を附置すべき者が、当該建築物の構造又は敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合において、当該建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物の敷地内に駐車施設を設けたものとみなす。

2 前項に規定する駐車施設を設けようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

(適用除外)

第10条 次に掲げる建築物の新築、増築又は用途変更については、第4条から第6条までの

規定は適用しない。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条に規定する仮設建築物

(2) 学校、保育園等で市長が特に認めるもの

- 2 この条例の施行後、新たに駐車場整備地区、指定地域又は周辺地区に指定された区域内において、当該地区に指定された日から起算して6箇月以内に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者については、第4条から第6条までの規定は適用しない。

(駐車施設の管理)

第11条 第4条から第6条までの規定により設置された駐車施設(第9条第1項に規定する駐車施設を含む。)の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその設置の目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査)

第12条 市長は、この条例を施行するために必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第13条 市長は、第4条から第6条まで、第8条及び第11条の規定に違反した者に対し、相当の期間を定めて駐車施設の設置又は原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による措置を命じようとするときは、当該違反者に対して、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

(罰則)

第14条 前条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金に処する。

- 2 第12条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め

る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(合併前の条例の廃止)

2 次に掲げる条例(以下「合併前の条例」という。)は、廃止する。

(1) 建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例(昭和48年山口市条例第42号)

(2) 小郡町建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例(昭和51年小郡町条例第17号)

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に、建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者が附置すべき駐車施設については、なお合併前の条例の例による。

4 この条例の施行の日前に、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

5 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。